

主 文

労働基準監督署長が、平成30年6月6日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による障害給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成3年4月1日、A所在B会社（以下「会社」という。）に雇用され、システムエンジニアとして就労していた。
- 2 請求人は、平成29年3月14日、会社より業務を終えて帰宅途中、交差点手前の歩道上で歩行者用信号を確認し徒歩で横断しようとしたところ、前方から歩道上に進入して来た自転車と衝突し（以下「本件事故」という。）負傷した。請求人は、同日、C医療機関に受診し、「顔面鼻部、左膝下腿部打撲、鼻出血、右肩関節挫傷、右上顎骨前壁側壁骨折、右手関節手掌部腰部打撲擦過傷、眼球打撲」と診断され、以後、複数の病院で療養した結果、平成30年1月27日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成31年2月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、医学的意見等からみて、①右肩関節の機能障害、②右肩の神経障害、③右頬の醜状障害及び④右鼻から右頬にかけて及び上嘴唇の神経障害であると認められる。

(2) 請求人は、請求人の右頬に、5.0cm×4.8cm×1.9cmの陥没があり、著しい醜状（障害等級第7級）に当たると主張しているが、D医師は、請求人の右頬に目視上直径約1.5cmの軽度の組織陥没が認められると述べている。

(3) そこで、当審査会は、請求人の右頬部の醜状障害の状態及び程度について、検討を尽くす必要があると判断し、労働保険審査官及び労働保険審査会法第46条第1項第6号の規定に基づき、請求人に当審査会が指定するE医療機関F医師の診断を受けるべきことを命じ、請求人は令和2年2月3日に同医師の診断を受け、その結果を、F医師は、令和2年2月17日付け鑑定意見書において、要旨、次のとおり述べている。

ア 右眼の下に全長68mmのJ字型の線状痕及び14mmの線状痕がある。

イ 線状痕の部位は表面から陥凹している。

ウ 線状痕とその周囲に37mm×14mm×30mmの範囲に囲まれた3角形に近い形状の平坦ないしわずかに陥凹した部位がある。

エ 平坦であるということは元来の形状よりも陥凹していることとなるが、内方に向けて面として著しく陥没しているとはいえない。平坦な部位は微笑むなどの表情により外側に凸となりうるため、平坦である状態は恒常的ではない。

オ 以上より、請求人における外貌の醜状は顔面における5 cm以上の線状痕で、人目に付く程度のものであるため、「相当程度の醜状」とするのが妥当と考えられる。

(4) F医師の鑑定意見は、D医師による測定結果と損害保険会社による認定を踏まえ、改めて正確に測定を行い、その結果の慎重な分析判断に基づくものであるので、その信用性は高いものといえることができる。したがって、請求人の右頬の醜状障害は、「外貌に相当程度の醜状を残すもの」として障害等級第9級の11の2に該当するものと判断する。

(5) 請求人に残存するその他の障害の状況は、以下のとおりである。

ア 請求人の右肩関節の可動域は、G医師による平成30年2月15日付け診断書及びD医師による意見書においても、健側と比較して4分の3以下に制限されているとは認められないことから、関節の機能障害には該当しないものと判断する。

イ 右肩の神経症状については、G医師は「右肩関節痛が右肩関節挙上時及び運動負荷時に見られる」旨述べ、D医師も「右肩に疼痛が認めら旨述べていることから、「局部に神経症状を残すもの」として障害等級第14級の9に該当すると判断する。

ウ 右顔面の神経症状については、G医師は「鼻右側から右頬部にかけての疼痛を指摘し、D医師も「右鼻から右頬にかけて疼痛が認めら旨述べていることから、「局部に神経症状を残すもの」として障害等級第14級の9に該当すると判断する。

(6) 上記(5)ウの右顔面の神経症状と上記(4)の醜状障害とは、通常派生する関係にあることから、上位等級である醜状障害の等級となる。そして、系列を異にする上記(5)イの右肩の神経症状と上記(4)の醜状障害とを併合すると、障害等級第13級以上の身体障害は1つであることから、請求人に残存する障害は、障害等級併合第9級であると判断する。

4 結 論

よって、請求人に残存する障害は、障害等級第9級に該当すると認められるところ、これを障害等級第12級であるとした本件処分は妥当ではないから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月15日